## 保健医療計画について

## 〇 医療法

- ・第三十条の三 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (平成元年法律第六十四号)第三条第一項 に規定する総合確保方針に即して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制 (以下「医療提供体制」という。)の確保を図るための基本的な方針 (以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- ・第三十条の四 <u>都道府県は、基本方針に即して</u>、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における<u>医療提供体制の確保を図るための計画(以下</u> 「<u>医療計画」という。</u>)を定めるものとする。
- 医療提供体制の確保に関する基本方針(平成 19 年 3 月 30 日付け厚生労働省告示第 70 号)
  - → 平成 29 年 3 月 28 日改正

都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとする。

○ 医療計画について(平成 29 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 57 号<u>医政局長通知</u>)(別紙)医療計画作成指針

医療計画の作成に当たっては、指針を参考として、基本方針に即して、 かつ、医療提供体制の現状、今後の医療需要の推移等地域の実情に応じて、 関係者の意見を十分に踏まえた上で行うこと。

○ 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

(平成 29 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 3 号<u>地域医療計画課長通知</u>) (別紙) 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制に係る指針

<u>5疾病・5事業及び在宅医療の医療体制を構築するに当たって</u>は、 それぞれに求められる医療機能を具体的に把握し、その特性及び地域 の実情に応じた方策を講ずる必要があることから、下記のとおり、 それぞれの体制構築に係る指針を国において定めましたので、<u>新たな</u> 医療計画作成のための参考としていただきますようお願いいたします。

## I 医療計画作成における局長通知のポイント

- ① 急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築
- ② 疾病・事業横断的な医療提供体制の構築
- ③ 5疾病・5事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化
- ④ 介護保険事業(支援)計画等の他の計画との整合性の確保

## Ⅱ 医療計画に必ず記載しなければいけない事項

- 具体的には、次の事項については、医療計画に必ず記載しなければならないとされている。
- 1 都道府県において達成すべき、5疾病・5事業及び在宅医療の目標に関する事項
- 2 5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項 (中略)

また、記載に当たっては、(6) 公的医療機関<u>等及び独法医療機関</u>並びに社会医療法人の役割、(7) 病病連携及び病診連携にも留意する。

さらに、特に必要な場合には、関係機関の役割として、(8) 歯科医療機関(病院歯科、歯科診療所)の役割、(9) 薬局の役割、(10) 訪問看護ステーションの役割についても記載すること。

- 3 医療連携体制における医療機能に関する情報提供の推進に関する事項
- 4 医療従事者の確保に関する事項
- 5 医療の安全の確保に関する事項
- 6 病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項
- 7 基準病床数に関する事項
- 8 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の 整備の目標に関する事項
- 9 地域医療構想に関する事項
- 10 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
- 11 その他医療提供体制の確保に関し必要な事項
  - (1) 障害保健対策

障害者(高次脳機能障害者、発達障害者を含む。)に対する医療の確保等(都道府県の専門医療機関の確保、関係機関との連携体制の整備等)に関する取組

- (2) 結核·感染症対策
  - ① 結核対策、感染症対策に係る各医療提供施設の役割

- ② インフルエンザ、エイズ、肝炎などの取組
- (3) 臟器移植対策
  - ① 都道府県の取組
  - ② 相談等の連絡先
- (4) 難病等対策
  - ① 難病、リウマチ、アレルギーなどの都道府県の取組
  - ② 相談等の連絡先
- (5) アレルギー疾患対策
  - ① 都道府県の取組
  - ② 相談等の連絡先
- (6) 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策
  - ① ロコモティブシンドローム、フレイル等対策

ア ロコモティブシンドローム、フレイル、大腿骨頚部骨折対策の重要性 イ ロコモティブシンドローム、フレイル、大腿骨頚部骨折対策につい て、予防、医療、介護の総合的な取組

- ② 誤嚥性肺炎などの都道府県の取組
- (7) 歯科保健医療対策
  - ① 都道府県の取組
  - ② 相談等の連絡先
- (8) 血液の確保・適正使用対策
  - ① 都道府県の取組
  - ② 相談等の連絡先
- (9) 医薬品等の適正使用対策
  - ① 都道府県の取組
  - ② 相談等の連絡先
  - ③ 治験の実施状況や医薬品提供体制
- (10) 医療に関する情報化
  - ① 医療提供施設の情報システム(電子レセプト、カルテ等)の普及状況 と取組
  - ② 情報通信技術 (ICT) を活用した医療機関及び関係機関相互の情報共 有への取組 (情報セキュリティ対策を含む。)
- (11) 保健・医療・介護(福祉)の総合的な取組

地域の医療提供体制の確保に当たっては、疾病予防から治療、介護までの ニーズに応じた多様なサービスが地域において切れ目なく一貫して提供され る、患者本位の医療の確立を基本とすべきである。

このため、疾病予防、介護、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接

に関連を有する施策について、連携方策や地域住民への情報提供体制を記載する。なお、医療と密接に関連を有する施策としては、第2の3に掲げる計画等が求められている。